

# プレス・リリース

日本の領土である尖閣諸島への中国政府の領有権の主張について

平成24年10月2日

在チェコ日本大使館

## (1) 尖閣諸島は、歴史的にも国際法的にも日本固有の領土

- 尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通じる等の方法により複数回の現地調査を行い、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配の及んでいる痕跡がないことを慎重に確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に我が國の領土に編入した。この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致している（無主地の先占）。従って、尖閣諸島は、1895年4月の下関条約で清国が日本に割譲した「台湾及び澎湖諸島」には含まれず、日清戦争の結果日本が奪取したものではない。
- 1951年に署名されたサンフランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約に基づき我が國が放棄した「台湾及び澎湖諸島」のうちには含まれず、南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政権下に置かれた。同諸島は、1971年に署名された沖縄返還協定において我が國に施政権が返還される地域に含まれており、同協定発効とともに我が國に施政権が返還された。尖閣諸島がアメリカ合衆国の施政権下に置かれたことに中華民国は全く異議を唱えていない。
- 1968年に国連機関が東シナ海の調査を行い石油の存在が指摘されたが、それを契機に1970年以降中国及び台湾は初めて尖閣諸島の領有権を主張。それ以前は、どの国・地域も日本による同諸島の領有に異議を唱えたことはなかった。中国政府が挙げているいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠は、いずれも中国の尖閣諸島に対する領有権の主張を裏付ける国際法上有効な論拠とは言えない。なお、1920年に、当時の中華民国駐長崎領事が中国漁民の遭難救出に関して発出した感謝状には、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」との記載がある。また、1953年1月8日人民日報記事においては、琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなるとの記載があるほか、1960年に中国で発行された中国世界地図集では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして扱われている。

## (2) 中国政府による主張は、歴史的事実を踏まえていない

- 中国政府の日清戦争と結びつけた主張は、最近、突如として開始されたものであるが、上記のとおり、同諸島編入の時期と条約締結時期の前後関係から分かるように、歴史的事実を踏まえていない。
- さらに、中国政府は、先月27日の外交部報道官発出談話及び同28日の国連総会一般討論演説において、「日本軍国主義による侵略の歴史」や「世界反ファシズム戦争の勝利の成果の否定」といった言葉を持ち出し、日本が同諸島を「窃取」したとまで主張した。第二次世界大戦の結果に言及することで、戦後、平和愛好国として真摯に歩んできた日本の努力を否定することはできないし、同諸島に係る中国の独自の主張を正当化することはできない。

## (3) 日本政府による尖閣諸島の取得・保有は、「平穏かつ安定的な維持・管理」が目的

- 今回の日本政府による尖閣諸島の取得・保有は、何ら大きな現状変更を伴うものではなく、我々は一貫して冷静な対応を取っている。今回所有権を国に移転することとした尖閣三島は、1932年までは国が所有していたもので、その後民間人に所有権が移ったが、今回それを再度国に戻すもの。また、尖閣諸島の大正島については、我が国領土への編入以来一貫して国が所有権を有している。
- 近年、南シナ海を始めとして、資源獲得が目的と見られる中国の海洋進出が活発化し、尖閣諸島周辺でも挑発的な活動が行われるようになった。公船や活動家船舶の領海侵入も相次ぎ、日本国内でそのような活動への不安が高まっていた。
- 我が国は日中関係を最も重要な二国間関係の一つとして重視しており、東アジアの平和と安定のためには日中の良好な関係が不可欠であるとの認識し、大局的観点から協力を進めてきている。我が国は、尖閣諸島を長期にわたり平穏かつ安定的に維持・管理するという方針に何ら変更はなく、尖閣三島の所有権の移転は、そのための現実的で最善の策である。

#### (4) 暴力はいかなる理由があっても許されるべきではない

- 9月10日以降、中国政府が極めて激しい反発を示して、意図的に反日デモを容認し、事態をエスカレートさせていることは極めて遺憾。
- 中国国内における広範な暴力行為が生じたことを深く憂慮。平和的なデモ行為ではなく、日本側公館、日本料理店、日系店舗入居ビル、日系企業工場、日系百貨店・小売店等が、略奪、放火等の被害に遭った。日本人に対する暴行事件や嫌がらせも起きている。これに対して、民主主義が成熟し、法の支配が確立している日本では、中国人や中国企業に対する類似の事件は発生していない。
- こうした行為に対し、「愛国無罪」の考え方の下で、中国国内において適切に対処されているようではない。暴力はいかなる理由によっても許されるべきではなく、国連安全保障理事会の常任理事国として国際社会の平和と安定に大きな責任を有する中国にとって相応しくない。国際社会からも、中国側に対して冷静な対応を呼びかけていただきたい。

(了)